

議案第32号

守口市立学校設置条例案

守口市立学校設置条例を、次のように制定する。

平成25年6月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立学校設置条例

守口市立学校設置条例（昭和39年守口市条例第18号）の全部を改正する。

（小学校の設置）

第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、小学校を設置する。

2 小学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
守口市立守口小学校	守口市八島町13番40号
守口市立三郷小学校	守口市東光町2丁目1番4号
守口市立寺方小学校	守口市寺方元町1丁目1番1号
守口市立橋波小学校	守口市大宮通1丁目14番9号
守口市立庭窪小学校	守口市佐太中町1丁目6番10号
守口市立八雲小学校	守口市八雲西町4丁目31番31号
守口市立東小学校	守口市大久保町5丁目3番48号
守口市立錦小学校	守口市寺方錦通2丁目8番45号
守口市立南小学校	守口市南寺方南通3丁目2番8号
守口市立金田小学校	守口市金田町3丁目11番11号
守口市立梶小学校	守口市梶町4丁目79番12号
守口市立大久保小学校	守口市大久保町2丁目17番36号
守口市立藤田小学校	守口市藤田町1丁目58番18号
守口市立八雲東小学校	守口市八雲東町2丁目77番7号
守口市立佐太小学校	守口市佐太中町6丁目11番51号
守口市立下島小学校	守口市下島町15番27号
守口市立さつき小学校	守口市文園町9番32号

（中学校の設置）

第2条 学校教育法第2条第1項の規定に基づき、中学校を設置する。

2 中学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
----	----

守口市立第一中学校	守口市竹町12番29号
守口市立第二中学校	守口市寺方元町4丁目1番40号
守口市立第三中学校	守口市春日町13番20号
守口市立第四中学校	守口市大宮通3丁目9番39号
守口市立庭窪中学校	守口市佐太中町4丁目1番7号
守口市立八雲中学校	守口市八雲西町3丁目5番21号
守口市立梶中学校	守口市梶町4丁目28番5号
守口市立大久保中学校	守口市大久保町4丁目23番46号
守口市立錦中学校	守口市南寺方東通4丁目1番31号

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。